

# 平成21年第3回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成21年11月25日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（13名）

1番 高畑広視    2番 宮崎昌宗    3番 峯 新一    4番 三田敏和  
5番 安元慶彦    6番 大山 晃    7番 中 宏    8番 増矢年克  
9番 茂呂孝志    10番 古野啓藏    11番 福島文博    12番 亀頭寿太郎  
13番 坪根秀介    14番 村上正弘

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 百留隆男・ 副町長 奥野勝利  
会計管理者 末吉秋雄・ 総務課長 友岡みどり  
企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治  
健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸  
教務課長 福本豊彦・ 総務係長 岡崎 浩

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成21年第3回上毛町議会臨時会議事日程

平成21年11月25日 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 選挙第 2号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 5 選挙第 3号 上毛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第 6 同意第 2号 上毛町監査委員の選任について

日程第 7 同意第 3号 上毛町教育委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 4号 上毛町公平委員会委員の選任について

日程第 9 議案第56号 上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第10 議案第57号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第11 議案第58号 平成21年上毛町一般会計補正予算（第4号）

## ○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）定刻になりました。皆さん御起立をお願いいたします。一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。今から平成21年度上毛町議会第3回臨時会を開催します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（村上正弘君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、8番 増矢議員、9番 茂呂議員を指名します。

---

○議長（村上正弘君）日程第2、会期の決定を議題とします。

臨時会招集の告示を受け、議会運営委員長に臨時会の運営について諮問いたしましたところ、11月20日に議会運営委員会を開催していただき、答申をいただきました。

委員会の答申は、会期を本日1日とする答申です。

お諮りいたします。

臨時会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された案件は、町長から提出の同意案3件、条例案2件、予算案1件の計6議案と、選挙2件の合計8議案であります。

なお、福岡県後期高齢者医療広域連合議員と上毛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙案は、別紙のとおり議長発議とさせていただきますので、御了承願います。

議事日程を、お手元に配付していますので、ごらんください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしましたところ説明員として、お手元配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し出席いただいております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

○議長（村上正弘君）これから議案の上程を行います。

なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第6同意第2号、日程第7同意第3号、日程第8同意第4号、日程第9議案第56号、日程第10議案第57号、日程第11議案第58号、以上、6件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

ただし、今議会は、さきに行われた町長選挙後の初議会です。町長には、まず所信表明を行った後、提案理由をお願いいたします。町長。

○町長（鶴田忠良君）おはようございます。本日ここに、平成21年第3回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにまことに御多用の中、御参集いただき厚く御礼申し上げます。ただいま議長さんから御指示がございましたように、提案理由を申し上げます前に時間をいただき、開会に際しまして、私の町長就任に当たり町政に対する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、このたび町長選におきまして議員各位並びに町民の多くの御支援をいただき2期目の上毛町長に就任することができました。

社会情勢が厳しさを増している中、信頼と期待にこたえるべく責任の重大さに身の引き締まる思いがするわけではありますが、公正、公明を基本とし、心豊かに安全、安心な暮らしができるよう、町民の皆さんとともに全力でまちづくりに取り組んでまいることを決意するものであります。

新政権誕生後の行政不安並びに急速なデフレ進行等を含め、昨今の社会情勢は激変の中にあります。急激に進展する少子高齢化、産業や情報のグローバル化、地球環境問題などの困難な問題に直面し、期待される社会の再生は厳しいものがあると考えます。

地方自治体におきましても、これからの社会経済構造の変化を背景に、地方分権や

制度の改正、あるいは社会保障制度の変化への対応が迫られており、また財政や雇用、教育や医療など、さまざまな分野においてこれから地域間の格差が拡大するものと懸念されております。

私は、上毛町がまさに行ってみたい町、住んでみたい町、そして住み続けたい町として高い評価を受け、小さくとも光り輝く町となり、この自然豊かな素晴らしい上毛町を、次の時代を担う子供たちが生まれ育った故郷として誇りを持てるよう、何ごとも恐れず覚悟を定めてまちづくりに最善を尽くさなければならないと考えております。

そのためには、指針となる第一次総合計画を着実に実行することが必要であると思っております。

まず初めに、「みんな元気で長寿のまち」づくりであります。景気の低迷による厳しい経済状況が続く中、地域経済が活性化し、町民生活に豊かさを実感できるよう、元気な町を創出するためには、地域資源に目を向け、地域個性を伸ばしていくことが必要と考えます。

一つは、本町の基幹産業、農業であります。地域が誇るこの産業を、これからはしっかりと守り、育てていかなければならないと思っております。本町自慢のお米や野菜、そして果実など地域農産物のブランド化をさらに推進し、地域の素材を生かした商品開発や販路拡大に力を入れ、生産者の生きがい、活力を見出していかなければならないと考えます。ともに汗を流すことも忘れてはならないとも考えます。

また、恵まれた自然環境とすぐれた伝統文化を有し、上毛町は大きな潜在能力を持っていると考えます。その財産を最大限に引き出し、その価値を高めながら地域経済の活性化につなげるための事業に積極的に取り組んでまいり所存であります。

上毛町に住むすべての町民が笑顔で生き生きと活躍してこそ、町の発展と安定があると思っております。町民の皆さんが安心して暮らせるよう、町民と連携し互いに助け合い、支え合う地域社会の形成に努めてまいります。

また文化やスポーツなどのさまざまなボランティア活動や高齢者の豊富な経験や知恵は、まちづくりの力となります。そのような力を活用させていただきながら、住民自治を基本に、町民と行政の協働による地域づくりを進めてまいりたいと思っております。

第2には環境のまちづくりであります。潤いや安らぎを感じながら快適に暮らせるよう、自然を守るための環境保全事業並びに環境への負荷の少ない太陽光発電設置事業や合併浄化槽補助事業の充実を図り、自然と調和した環境整備に引き続き取り組み、

低炭素社会の実現を目指してまいりたいと考えます。

第3に安心して子育てできるまちづくりであります。子供を安心して産み育てる環境づくりとして、子供を産み育てようとする家族を支える体制を支援、また質量ともに充実したサービスを提供するため、仕事と子育ての両立を支援する体制づくりを積極的に推進してまいります。また、医療負担の軽減並びに健康維持のため、新型インフルエンザ予防接種の無料化や就学前児童までの医療費につきましても完全無料化を図ってまいります。

また教育施策の充実を図るため、築上東中学校体育館、武道場の改築を行い、教育環境の整備をさらに進めるとともに、教育の資質向上並びに大分県とのオープンで公立学校の選択が可能となるよう、積極的な働きかけを行っていく所存でもあります。

さらに、子供たちや時代を担う若者を初め、すべての人が心身の健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには「食」が重要であると考えます。現在は食生活の環境が変化し、栄養の偏り、不規則な食事等さまざまな問題が生じており、健全な食生活を実践できる人間を育てる安全安心な食育を推進してまいりたいと考えます。

これからのまちづくりは、町民と行政がしっかりとしたビジョンのもとにまちづくりの課題を共有し、信頼で結ばれ、手を携えて地域の発展のため取り組んでいかなければ成り立たないと考えております。

そのためには、町政が取り組んでいるもの、目指すものを、町政情報として積極的に公開し、町民や職員との情報の共有化を一層深める必要があります。「常に住民の目線で考え行動する」を基本とし、積極的に住民ニーズや時代の変化に的確に対応するため、住民と懇談の場を設け、開かれた行政を目指してまいります。

また、現在の地域発展には住民はもとより職員の貢献度と資質の向上が急務であり、そのための取り組みも積極的に行ってまいります。

以上、今後の町政運営に関する所信について概要を申し上げます。

先人たちが築き上げられてこられた上毛町を、公正、公平、透明を信条に、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、常に誠実に行動することによって、町行政が町民の信頼にこたえ得る組織を目途に全身全霊で行政運営に取り組んでまいる決意でもあります。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、これからの町政運営に特段の御理解、御協力、御支援をお願い申し上げます。就任の所信表明とさせていただきます。

それでは、これより提案理由を説明させていただきます。

本臨時議会に提出しております案件は、人事案件3件、条例案件2件、補正予算1件の、計6案件であります。

順次、御説明申し上げます。

同意第2号から第4号につきましては、各種委員の任期満了に伴い、人格、識見を有している方々を選任いたしましたので、議会の御同意をお願いするものであります。

議案第56号並びに第57号につきましては、去る8月11日人事院が一般職の職員の給与等々について、引き下げの勧告を行ったところでありますが、その対応につきまして慎重に検討した結果、人事院の趣旨を踏まえ、勧告に沿った給与改定を行いたく関連する条例の改正について提案するものであります。

議案第58号 平成21年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、現在、新型インフルエンザの感染拡大が危惧されているところでありますが、国の基準に基づく予防対策関係費用並びに健康づくり対策の一環として、本町単独で1歳から12歳までの、新型インフルエンザワクチン接種の無料化を図るための費用並びに国の経済対策交付金を充当し、要望の高い住宅用太陽光発電設置事業を拡大するための追加予算を計上したものであります。いずれも緊急を要するため、今臨時会におきまして提案をさせていただきました。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でありますので、御審議の上、御同意、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上正弘君） 町長の所信表明並びに提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

ここで議長から皆様をお願いいたします。議案に関する質疑は、後の議案内容の説明にあわせて行いますので、ここでは所信表明に対する質疑にとどめてください。質疑を始めます。ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 選挙公報に掲載されている内容について何うわけですが、当面の課題として四つ挙げています。それから中長期的課題として大きく五つ挙げています。任期期間中でもあると思うんですが、当面の課題としては、何年という見通しを持っておられるのか。それから中長期的課題という問題については、どのくらいのスタン

スでこれを実現していこうと考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）当面の課題の中で4点はあると思うんですけども、その4点の中の1、2につきましては、来年度中に解決を図りたいと思っておりますし、3点目の中長期案件についての計画あるいは策定でありますけれども、これにつきましても22年度中に計画策定を行って、中長期的な課題解決のための成案をつくりたいと思っております。

それから、4点目の企業誘致は期限はございません。可能な限り精力的に、年度を問わず努力してまいりたいということであります。

それから、中長期的な課題につきましては4点あるわけですけども、この問題につきましては、いつ、どこ、何年までという期限は、先ほど申し上げました3点目の中長期的課題解決のための計画策定の中で決定したいと思っておりますので、時間的な問題につきましては、今後の課題であると考えております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで、質疑を終わります。

---

○議長（村上正弘君）日程第4、選挙第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（村上正弘君）茂呂議員、異議ありですか。異議がありますので、選挙の方法は改めて投票にいたします。

執行部は、選挙が終了するまで退場してください。

（執行部退場）

○議長（村上正弘君）それでは、改めて選挙第2号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。選挙する議員の数は1名です。議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員です。

投票立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、1番 高畑議員、2番 宮崎議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、この選挙は地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法の規定が準用されます。

選挙する議員は、議会の議員または長のうちから選挙するものとなっております。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付をお願いします。

(投票用紙配付)

○議長 (村上正弘君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 (村上正弘君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の方に確認をお願いします。

(投票箱点検)

○議長 (村上正弘君) 異状なしと認めます。

ただいまから、事務局が議席の番号と氏名を読み上げますので、順次、投票をお願いいたします。

(点呼、投票)

○事務局 1番高畑議員、2番宮崎議員、3番峯議員、4番三田議員、5番安元議員、6番大山議員、7番中議員、8番増矢議員、9番茂呂議員、10番古野議員、11番福島議員、12番亀頭議員、13番坪根議員、14番村上議員。

○議長 (村上正弘君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 (村上正弘君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。1番高畑議員、2番宮崎議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長 (村上正弘君) それでは、選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票12票、無効2票であります。

有効投票のうち、鶴田忠良君11票、村上正弘君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票数を選挙される議員の数で除した数の4分の1以上、4票です。

鶴田忠良君が、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。議場の入り口をあけます。

ここで、暫時休憩します。

(「もう1回投票の結果を教えてくださいませんか」と呼ぶ者あり)

○議長(村上正弘君) 投票の結果をもう1回言います。

鶴田忠良君11票、村上正弘君1票。以上です。

それでは改めて、議場の入り口をあけます。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長(村上正弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福岡県後期高齢者医療福岡県広域連合議会議員に当選されました鶴田忠良君に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選された鶴田忠良君にあいさつを求めます。

○町長(鶴田忠良君) ただいま議長から、福岡県後期高齢者医療広域連合の議員に当選されたという旨の告知を受けました。本当に上毛町の代表として、後期高齢者の問題については、今後とも十分皆さんの意を戴しながら議会の中で活躍をしてみたいと存じております。ただ御存じのように、後期高齢者医療制度につきましては、与党はそれを廃止すると言われております。まだその先行きは不透明でありますけれども、そうなるまいりますと、その存続についてはまたいろいろな課題が今後、出てまいらるだろうと思っておりますし、その節には皆さん方の意見を十分戴しながら、代表として発言をしてみたいと思っております。

そういう意味で、今日は本当にありがとうございました。今後ともよろしく御支援をいただきますようお願い申し上げまして、当選のお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

○議長(村上正弘君) 日程第5 選挙第3号 上毛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、松本達己君、小林正文君、秋吉光三君、後藤文伸君、以上を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松本達己君、小林正文君、秋吉光三君、後藤文伸君、以上の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会委員補充員には、常慶忠一君、穴田正勝君、瀬口明宏君、東山年春君、以上を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました常慶忠一君、穴田正勝君、瀬口明宏君、東山年春君。以上の方が、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。ただいま、当選しました選挙管理委員会委員の補充員の順序に

については、お手元に配付の順序で異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認め、選挙管理委員会委員の補充員の順序については、お手元に配付の順序と決定しました。

---

○議長(村上正弘君) 日程第6 同意第2号 上毛町監査委員の選任についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(友岡みどり君) 朗読で説明にかえさせていただきます。

同意第2号 上毛町監査委員の選任について

上毛町監査委員に次の者を選任する。

平成21年11月25日 提出

上毛町長 鶴田忠良

識見を有する者 氏名 松本正則 (昭和11年7月4日生まれ)

住所 上毛町大字安雲4番地の4

理由 上毛町監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

以上でございます。次のページに経歴書を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

○議長(村上正弘君) 議案内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 選任される者の氏名は、20日の全協で説明がありましたが、そのときの議案配付には、選任される者の氏名は記入されておらず、採決日の本日、指名記入した議案が配付されました。このことについて、なぜこのような対応をするのか、お尋ねします。

それから、今回再任した理由について、お尋ねいたします。

○議長(村上正弘君) 総務課長。

○総務課長(友岡みどり君) まず、全員協議会のほうで皆様方に事前にお諮りさせていただいて、その中で御承認をいただければ、議案として議案審議がスムーズに行くということで、とりあえず空欄で、議案についてはお配りした次第でございます。

それから松本さんにつきましては、御承知のように商工会の会長を約17年近く歴  
任されている方で、財務等につきましても、十分識見を有している方ということでご  
ざいます。それから元新吉富村の議会議員ということで、町行政にも精通していらっ  
しゃる方ということで、選任をさせていただいております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）年齢的に次のこともいろいろありますし、もっと若い世代という  
ことも考えなかったのかという点について、町長にお尋ねいたします。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）年齢ということに、いろいろこだわられるようでございますけれ  
ども、こういう問題につきましては、年齢よりもむしろ適正であるかどうかというこ  
とを、私どもは重視すべきであろうと考えておりますし、松本さんにつきましては、  
その点については、一つも欠格と言ったらおかしいんですけど、そういうことは何も  
ないと考えております。適正な人物であると考えて推薦をさせていただきました。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認めます。これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、同意第2号 上毛町監査委員の選任について  
は、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第7 同意第3号 上毛町教育委員会委員の任命についてを  
議題とします。百留教育長退席ください。

議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）それでは、同意第3号でございます。

朗読をさせていただきます。

上毛町教育委員会委員の任命について

上毛町教育委員会委員に次の者を任命する。

平成21年11月25日 提出

上毛町長 鶴田 忠良

氏名 百留隆男 (昭和16年3月29日生まれ)

住所 上毛町大字百留281番地の2

次でございます。

氏名 矢岡修一 (昭和24年1月9日生まれ)

住所 上毛町大字吉岡192番地

理由 上毛町教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次のページに、お二人の履歴をおつけしております。百留隆男氏につきましては現教育長でいらっしゃいます。それから、今回新たに矢岡修一さんを選任させていただいております。この方につきましては、全協でも御説明させていただきましたように、龍谷高校の教諭を歴任されておまして、その間、生徒指導部長として生徒指導に当たり、25年間にわたりソフトボール部の監督をされておまして、国体等、大きな大会に多数出場をされております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）2点ほどお尋ねいたします。最近、地方の教育委員会の無用論ということも出ておる状況でございます。そうした観点から考えて、今、地方教育行政の教育委員会の設置が、必須的に設置しなければならないものなのか、それとも選択性なのかという点がどうなっているのか。

また、小学校も減ってきている、あるいは生徒数も減っておる。同和教育はそれなりに定着して行われている教育環境でもある。そうしたことから考えてみれば、町村では教育委員を3名でも措置することができるとあるが、そうしたことの検討はどうか。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）教育委員の問題につきましては、今おっしゃられましたように無用論という論議もあると思います。ただし、現状は小学校、中学校の、とりわけ生活指導を考えてみますと、低年齢化していると。つまり高校から中学、中学から小学校

へと。そういう意味で、教育行政の中では、これから義務教育に非常に重視がなされるであろうと思っておりますし、当分の間、私どもは5人体制を維持すべきであろうと思っております。

ただ、今おっしゃられましたように、今後の生徒数の激減等を考えてみますと、いずれ教育行政、国の地教行法そのものが多分変更になるような時代が来るだろうと思っておりますし、それに基づきまして、私どもも教育行政をどうするかということ、それに応じて考えていくべきであろうと考えておりまして、当分の間は、現行の地教行法にのっとなって、教育委員会制度も維持すべきだろうと考えております。

○12番（亀頭寿太郎君）以上です。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。安元議員。

○5番（安元慶彦君）私は、今回提案されている方々について言えば立派な方だと思っておりますけれども、合併をしてエリアも広くなりまして、地域根性的なことはなしにしていかなきゃならないと認識しておりますけれども、今回のこういう提案によって、教育委員会の構成が一地区に偏った形になっているのではないかと思います。校区で言いますと、我々西吉校区には全然いないと。提案権者としては、それなりの理由があると思うんですけれども、私どもにしてみますと西吉富の小学校も抱えておりますし、やはり地域からそれなりの人材が要るのではないかと思っておりますけど、そこら辺の町長のお考えをひとつお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）今度の人選につきまして、今おっしゃられたような配慮は当然すべきだと考えておったわけでありましてけれども、先ほどの所信表明で申し上げましたように、これから中津地区との、つまり開かれた高等学校あるいは県域を越えた高等学校の選択が十分できるよということも、私どもは考えるべきだろうと考えておりますし、そういう意味で、矢岡氏が十分そういう資質を持っているかどうか、つまりある意味の行政力を持っているかどうかというのは定かではありませんけれども、中津地区につきまして、恐らく矢岡氏につきましては、旧新吉地区に適当な人材がいるとは思いますが、そういうバランスを考えますと、今回は、高校制度、高校入学という視点から考えて、人選をさせていただきました。

いずれまたそれぞれの5人の教育委員の任期が来るわけでございますので、その場合には、適材適所を考えながら、なおかつ地域のバランスを考えて人選を図ってまい

りたいと思っております。今回特に、中津との関連を重視したということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）同意第2号と大体同じ内容の質疑なんですけど、これも20日の全協で説明がありましたが、本日氏名を記入した議案を配付したということでもあります。

議案は大体三日前に配付するという事になってはいますが、この点については、どのようなお考えでやられているのか。同意2号ではスムーズに行くために、本日氏名を記入した議案を配付したと言いましたが、この議案配付三日前というのはどういってお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）理由につきましては、同意2号と同じでございます。

法的な位置づけになります全員協議会で議案について、こういう人選をさせていただいたということで、事前に御報告をさせていただいておりますので、本日の議案につきましては、当事者のお名前を記入しておりますが、事前に皆様方に御説明申し上げて御了承いただいたという認識の上で、本議会で新たに議案書に提案をさせていただいたということでございます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）説明はありましたよね。でも当時20日のときに議案書となる用紙には氏名がなかったわけですよ。ですからそれを当然書いていいと思うんですよ。別紙にはそういう記入をされて、議案となる用紙にはないということですが、別に議案となる用紙に氏名を記入しても問題ないのではないかなと思うんですが。

その点について聞きたいわけですよ。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）茂呂議員さんがおっしゃったように、議案の中に氏名を書くのは当たり前のことであると、重々理解しております。

ただ先ほども申しましたように、スムーズに行くようにということで、私のほうが慎重に手順を踏まえてやったところがございます。御承知のように、全員協議会のごときに同日付で議案につきましても事務局で作成をして、皆様にお配りしないといけないう事務的な段取りもありまして、こういう手法を取らせていただいたということで御了承いただきたいと思っております。

○議長（村上正弘君）ほかありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって同意第3号 上毛町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第8 同意第4号 上毛町公平委員会委員の選任についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。総務課長。

暫時休憩します。

大変失礼しました。再度、議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）それでは同意第4号でございます。

上毛町公平委員会委員の選任について

上毛町公平委員会委員に次の者を選任する。

平成21年11月25日 提出

上毛町長 鶴田 忠良

氏名 村上紀子 (昭和8年1月17日生まれ)

住所 上毛町大字土佐井783番地の1

次の方。

氏名 安部英俊 (昭和12年3月2日生まれ)

住所 上毛町大字垂水278番地の2

次の方。

氏名 石橋佳佳 (昭和18年5月16日生まれ)

住所 上毛町大字矢方464番地

理由 上毛町公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

履歴につきましては、次のページにおつけしております。お3人の方につきましては、再任という形をお願いするものでございます。よろしく御同意のほどお願い申し

上げます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。亀頭委員。

○12番（亀頭寿太郎君）私、行政のこうした委員会の改革というか、そうした観点からお尋ねしたいんですが、公平委員会は職員の不利益処分という形で準初歩的な行政委員会であるということをご認識しておるわけですが、年2回ほど会議を持つということですが、昨年あるいはここ四、五年の間に、何回ほどこうした不利益な案件として審議されたことがあるか、まずその1点をお尋ねします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）上毛町では開催したことがございません。

○議長（村上正弘君）亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）これは地方公共団体で、共同で設置することができる。また県の人事委員会に委託することもできるということをお尋ねしている感じがいたしますが、そうしたことに移行するというお考えはお持ちですか、どうですか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）それは考えておりません。

○12番（亀頭寿太郎君）以上です。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）同意4号も同意2号、3号と大体質疑が同じ内容なんですが、氏名記入は今後、議案に付すべき用紙には記入するようにお願いしたいと思います。

それから、選任される方ですが、全体的に高齢化されているようですが、次のことも考えて若い世代からということについてはどのようなお考えであるのかお尋ねします。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）先ほどの人事案件と同様でございますが、私どもは適正な方々と考えておりますので、年齢等につきましてはあまり重視すべきではないと考えておりますが、しかし、いずれにしろそういう視点もまた重要なものだろうと考えておりますし、いろいろな角度から検討してまいりたいと考えます。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって同意第4号 上毛町公平委員会の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第9 議案第56号 上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）議案第56号 上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてということで、本日、町長より提出をさせていただいております。これにつきましては、次のページに条例案をおつけしております。まず初めに、議会議員の報酬に係わる部分でございますが、第1条で100分の160を、100分の150に改めるということで、12月期の期末手当に係る分の率の引き下げでございます。それから第2条につきましては、6月期の分の引き下げでございますが、先般、条例改正の附則のところで一応規定はされておりましたが、これを新たに附則ではなくて、本条例に移行したものでございます。

次に、特別職の職員の常勤の者の給与に関する条例ということで、特別職員に係わる分、町長、副町長につきましても、同じく期末手当の12月期、6月期の引き下げをした条例改正となっております。

附則でございますが、交付の日から施行するというので、第2条及び第4条につきましては22年4月1日から施行すると定めさせていただいております。

次のページに、新旧対照表をおつけしておりますので、参考にごらんいただきたいと思っております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）こうした期末手当あたりの案件を、報酬審議会にはやっぱり

かけるんですか。報酬審議会にはこうしたものは除外ということになるんですか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）報酬審議会につきましては、報酬額につきまして審議をすることになっておりますのでこれは必要ないと考えております。

○12番（亀頭寿太郎君）以上です。

○議長（村上正弘君）宮崎議員。

○2番（宮崎昌宗君）具体的な削減金額が、ちょっとわかりづらいので、一人当たりの削減金額と全体的な削減される金額をお願いいたします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）議員並びに特別職、教育長も含めて約150万ほどの削減になります。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。三田議員。

○4番（三田敏和君）議長、ちょっと確認ですが、これは国会の通過とかには関連性はないのでしょうか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）従来は、法が通過してということと言われていたんですけども、一昨年から内閣、閣議で決定したら法改正とみなすと言われております。閣議決定がなされておりますので、それに基づいてやらせていただいたということでございます。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって議案第56号 上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第10 議案第57号 上毛町一般職の職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）議案第57号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてということで、同じく本日、町長より提出をさせていただいております。

次のページをお開きください。条例の第1条でございます。先ほどと同じでございます。第19条の中に12月期の期末手当の率を、100分の160から100分の150に引き下げる内容と、次に、同条3項中の100分の160を100分の150に、それから100分の85を100分の80に改めるということでございます。

それから、第20条が100分の75を100分の70ということで、率の引き下げに伴うものでございます。

それから給料表につきましても、先般の人事院勧告につきましても、民間よりも0.24%公務員のほうが高いということでございますので、それを反映した形で給料表の金額がすべて改正になっております。それを添付いたしております。

それから給料表の次に第2条でございます。これにつきましては、正規の勤務時間を超えた勤務ということで、時間外勤務手当に係る分でございますが、60時間を超えて勤務した場合は、手当の額が従来、100分の125でございましたが、100分の150ということで引き上げられております。

それからそれにかわるものとして代休制度を導入させていただいたということ、新たに追加をしております。

次のページでございますが、第3条で単純な労務に雇用される職員の給与改正につきましても、一般職と同じように同等で改正をさせていただいております。

以上、内容につきましては、期末勤勉手当の引き下げ、それから時間外勤務手当の割増金の引き上げ、代休制度が導入されたという内容が、この条例改正文となっているものでございます。新旧対照表につきましては、最後のほうにおつけしておりますので、それをごらんになれば詳細につきましては御理解いただけたと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。安元議員。

○5番（安元慶彦君）人勧の件についてはごもっともかと思いますが、この17

ページの新旧対照表の中で、介護休暇については、という文言が出ておるわけですが、これは今回初めて出てきたことではないかなと思うんですけども、これはどういう関係で、こういう事柄があえてつけ加えられたのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）介護休暇につきましては、従来から特別休暇として入っておりますので、新たに出てきたわけではございません。介護休暇は従来からありました。

○議長（村上正弘君）安元議員。

○5番（安元慶彦君）特別休暇の中でも、これにありますように、休暇を取ればノーペイということでしたかね。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）特別休暇ですので、有給となります。有給です。

○議長（村上正弘君）安元議員。

○5番（安元慶彦君）それが今回は、それを取ると給与が減額されると、こういうふうに変わったと解釈していいわけですね。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）これは、用語が変わっただけです。左のほうです。現行が一般職の職員の給与に関する条例となっているのを、今回は、給与条例と改めただけでございます。これにつきましては、従来と変わりません。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。大山議員。

○6番（大山 晃君）代休制を導入しているようでございますが、これは本人の申告でできるとしているのか、それとも強制なのか。強制はできないと思うんですが。

代休制というものを設けただけであって、本人は有給はいっぱいあるのに代休を取りなさいということでしょうか。有給がなくなって代休を取るという方法か、それとも代休制度をしているから代休を先に消化しなさいといいますか、それはどういう見解をされていますか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）これは従来私どもとしましては、勤務を要しない日につきましては4時間単位で、基本的には出勤した場合には振替休日ということで、申し上

げ事項といたしますか、内規で決めておりました。それが今度、しっかりとして条例の中で規定されたということでございますので、時間外勤務に係る分ですので、うちとしましても人件費の抑制ということと、それから職員の健康管理ということも含めまして、極力時間外で負担を強いた場合には代休を取っていただいて、休養を取るということで私のほうでは職員に指導をさせていただきたいと思っております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。宮崎議員。

○2番（宮崎昌宗君）この削減によって、どのくらいの総額というか、期末手当とか勤勉手当が削減されるんですか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）約1,200万強ですね。特別職も含めて合計で、1,370万ほどの減額となります。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論あり」という声あり）

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第57号反対の立場から討論いたします。

一般職の給与を引き下げるとは、民間企業に働く労働者の賃上げを抑制するという方向につながっていきます。この不況から抜け出すには労働者の賃上げ、年金の支給額を引き上げたり、米価を引き上げ農業の所得を高めたり、国民の購買力を高めていかなければなりません。こういう時期に一般職員の給与を引き下げるとは、ますます不況をひどくするものであると、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって議案第57号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第11 議案第58号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（友岡みどり君） それでは議案第58号について、概要を御説明させていただきます。詳細につきましては担当課長より、質疑等も含めて御説明させていただきたいと思います。

それでは、平成21年度上毛町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回の補正につきましては605万円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額それぞれ48億4,226万3,000円とするものでございます。

この財源につきましては、4ページをお開き願いたいと思います。一般財源といたしまして地方交付税を255万円、それから国県支出金を300万、県支出金を50万ということで合計605万円を充当いたしましたものでございます。

歳出でございます。9ページをお開き願いたいと思います。先ほど町長の提案理由の中でも申し上げましたように、新型インフルエンザの予算措置でございます。これは緊急を要しますので、今議会のほうで提案させていただいております。4款の衛生費、1項の保健衛生費2目の予防費ということで補正額が405万円でございます。予算総額が1,896万6,000円となっております。

内容につきましては、需要費でインフルエンザの啓発啓蒙チラシの印刷代が12万。それから予防接種の委託料でございますが、220万円。これは国の基準が非課税世帯、それから生活保護世帯につきましては無料で接種するというので、その費用負担分を計上したものでございます。

それから19節でございますが143万円ということで、これは町単独で、1歳から12歳までのお子さんに対しまして、インフルエンザの予防接種を補助するというための費用でございます。

それから20節の扶助費でございます。これは同じく扶助費としてインフルエンザ予防接種の扶助費で30万円を計上いたしております。

それから4目の環境衛生費でございます。今回200万円の追加をさせていただいております。太陽光発電システムの設置に係る補助金ということでございますが、要望が高いということで、今回限りで補正といたしまして、追加で200万円を計上したものでございます。以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）これはなかなかいい補正だと思います。特に新型インフルエンザあたりは早急にやっぱり措置をするべきだろうと思いますが、方法についてですね。テレビあるいは新聞等によっても報道されておりますが、大きな瓶では24時間でワクチンが消滅してしまうと。そういう方法だから、一市のみなさんがどこか1カ所に集まって、そして云々するというのも報道されておりますが、本町といたしましてはどういう形でワクチンが来るのか、またそうした医師など横との連携と言いますか、そうした行政主導あたりは、福岡県でもいいしこの保健所でもいいですけど、うち自体としてはどういう考えを持っておられるのか。まずその点を。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）ワクチンの供給なんですけど、県の医師会で統制がかかっておりまして需給の調整がかかっております。今現在は、医療従事者とその後基礎疾患のある方、今月中旬から妊婦の方も始まっておりますけれども、接種用のワクチンについては需給調整ということで、それぞれの医療機関である程度の必要量を報告して、それに応じて県から必要最小限のワクチンが供給されているという状況でございます。ちなみにうちのほうには、把握するのは診療所の分ですけれども、診療所の把握につきましては現在、30名の方、医療従事者も含めてですね。6名の医療従事者と一般の方24名分が供給されまして、既に接種が終わっております。

そのワクチンの瓶が、今は1ミリリットル。これ大体二人分、二回分入るんですけど、こういう状態で、ワクチンが入ってきておりまして、これは無駄なく予約に基づいて接種をしております。

現在は今、ワクチンはありません。これは次の供給待ちの状況になっております。

○議長（村上正弘君）亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）住宅用の太陽熱の云々ですけど、今非常に地域経済が冷えておる中で、こうした関係の要望が非常に多いということになれば、私はこうしたことこそ予算を十分つけてあげるべきではないかという感じを持っておるわけなんですけど、こうしたことで地域経済に幾分でも波及効果を上げるという取り組みに、積極的に取り組んでいただきたいと考えております。以上です。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。三田議員。

○4番（三田敏和君）印刷物製本というふうにありますけど、啓蒙チラシということで過

去2回出たのかなと感じておりますが、何回目なのかということと、啓蒙チラシの効果をもどのように考えておるかということが1点。

それと新型インフルエンザの予防接種は、1歳から12歳までということで、児童というか、よく学校で打つのに打たないというか、うちは受けませんよという人がおるのではないかなと思うんですね。過去インフルエンザの予防接種も接種率はかなり低かったような気がしているんですがその辺と、かかった場合学校は出校停止にしておりますが、打ってない人がかかったということもあります。接種してもかからないとは限らないんじゃないかなと思う反面、その辺をどのように考えているのか。

それと20節で県外分接種というのがあるんですが、その意味合いを説明をお願いします。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）まずチラシの件ですが、今回、計上させてもらったのは、ワクチン接種については先月こういったチラシを、広報と一緒に全戸配布させていただいております。このチラシの趣旨は、新型インフルエンザのワクチンがどうなっているのか、いつから打てるのかという点について、一応国の方針として優先順位が定められて順次やっていくということでございますので、その辺の内容を皆さんにお知らせするという趣旨から、お配りしたものでございます。

この時点で、接種のスケジュールで決まっていたのは医療従事者と基礎疾患の方が11月以降からということで、この二つだけでして、その他の妊婦さんとかその他の基礎疾患、幼児、小学生とかのスケジュールが明確になっておりません。

今後、そういった方の順番、接種の時期が明確になった時点で随時町民の方にもお知らせしていかないといけない。これがなかなか広報の締め切りとかに間に合う状況ではなく、今は随時そういう情報が出てきた時点で皆様にお知らせしていかねばいけないので、そういった費用に対処するための印刷製本費ということで、計上をさせていただきます。

チラシの効果という点でございますけれども、過去4回程度いろいろなインフルエンザ関連のお知らせをしてきておりますし、広報でもお知らせをしております。可能な限り皆さんにお知らせをするという意味から、チラシで対応しているというところでございます。

それから、接種率の問題ですけれども、基本的に季節性のワクチンにつきましては

昨年の実績では1歳から小学生の方については、45%程度でした。それから、高齢者については、ちょっと今、詳しい数字がございませんが、60%以上はかなり高い接種率がうちでは上がっております。これは補助金とかの対応の関係で接種率が上がっているんだと思います。今回新型につきましても特に今回新型の特性を考えまして、1歳から小学校6年生相当の年齢の方については4,000円、季節性と同じような補助をしていくと考えておるわけでございます。

接種率につきましては、既に罹患している状況がかなりあって、小学生、中学生では本町におきましても、罹患率が4割に近いところまで行っている状況がございますので、その方については今回のシーズンについては打つことが不要になってくると思います。

そういう面で、そんなにたくさんの接種率という面においては今回はそれほど高くはならないのかなとは感じております。接種については予防接種である以上、リスクも十分あります。これは新型も季節性とほぼ変わらないということで、国内産ワクチンについてはある程度の安定性、安全性がうたわれておりますので、そういう観点からはできるだけたくさんの方に打っていただきたいとは考えておりますが、これはあくまで御本人さんが判断をしていただいて、接種をしていただくしかないということです。

それから県外接種の費用の分につきましては、この考え方ですけれども、これにつきましては県内で打つ方につきましては福岡県の医師会との契約において、窓口で精算ができるようになっております。支払いは不要なんですね。医療機関からそれぞれの市町村に請求が回ってくるという状況になっておりますが、県外についてはそういった契約ができておりませんので、その方については償還払いということで、一時立て替えをしていただくという形になってくると思います。そのために、そういう特定の非課税、生活保護世帯の方を対象に助成する観点から、扶助費で計上させていただいているということです。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。三田議員。

○4番（三田敏和君）その40%の接種率ということで、私も昨年、一般のインフルエンザのときに聞いて、非常に低いなという印象だったのですが、罹患者も含めて40%と、予測としてどのくらいになるのかというのがあります。全体としては、ほぼ町がこういう対象のものをやって補助して対応するよということも含めて、住民が納得し

て打てるようになっていただかないといけないだろうと思うんですね。

補助は考えておるけど、確かにリスクがあるんで、御本人の同意が必要だろうと思います。完治は早いようですが、全体の集団という中では、打ってない人がかかったときの、周りに対してのリスクとかを考えると非常に迷惑をかけるというか、そういう混乱をする状況になるんで、町としてもっと積極的に推進をすべきではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）その推進の観点という意味では、まず基礎疾患をお持ちの方につきましては、特に医療機関である程度の医師からの勧奨がなされております。

今回特に、低年齢の小学生の児童、生徒の罹患率が高いわけなんですけれども、この辺につきましても今後、そういったスケジュールで明確に日程が決まっていく段階で、例えば今、例として考えているのは、小学校といった機関を通じてうちからお知らせをするなり、補助金の制度もあわせて呼びかけていきたいと思っております。

○議長（村上正弘君）大山議員。

○6番（大山 晃君）診療所に限ってでございますが、予約制をとっておられたようですね。私もそうなんです、行ったときにすぐに打ってもらえない。ワクチンがないということであったようなんですが、何日かして電話をいただいて打ちに行ったようなことでございます。これは予約制とかそういうものでなしに、予算化しているんですから、全町民接種していただくほうが、後々問題も大きくなって済むと思うんで、広報も大事ですけれども、有線等でこういうものをお知らせをして、接種してない人は早急に打つようにというピーアールをする必要があるんじゃないかと思います。

私も家内もそうですけど、予約制でワクチンが来たら電話をいたしますということで、電話をいただいて、いついつ来なさいと、そういう接種方法だったんですよ。

これは大変だなという思いはしたんですけど、こういう予算化をするのと、ワクチンが不足しておれば、いつぐらいに何名分かが入るよということぐらいは町民に教えて、早く接種をしていただくような措置はとれないのかどうか。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）ワクチンにつきましては、今、議員が御指摘の部分は、御本人は季節性を打たれたということで、その部分も含めてということだと思っておりますけれども、ワクチンの供給は現在、季節性ワクチンも、ことしは新型のワクチン製

造の関係で、若干製造量が減っております。その関係で、このワクチンを全国的に一律に公平に分けていくという観点から、医師会で需給調整、供給の調整がなされております。

その関係で、必要な部分を少しずつ広くあまねく供給していくという体制になっておりますので、昨年までであればある程度、例えばそれぞれの診療所で100人分とか150人分とかというのが事前に確保できたのが、ことしは一切できておりません。

ワクチンの供給自体もおくれおくれで入ってくるという関係で、どうしてもそういう対応にならざるを得ない部分があることを御理解いただきたいと思います。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。安元議員。

○5番（安元慶彦君）教育委員会にお尋ねします。このインフルエンザについて学校現場において何か特別な措置をしているのか。メディア報道によりますと、静岡県のある学校とか、県内では確か嘉麻市でしたかね、学校でお茶に含まれるカテキンがなかなかこれに効果があるということで、うがいをお茶でやらせて全然風邪引きがないということも出ておりましたけども、その辺で考えていることをやっておられますか。

家庭にも呼びかけて水筒に入れて持ってくる、あるいは学校のほうでお茶を用意するなどの経費にも、こういう経費を使ってもいいのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（村上正弘君）教育長。

○教育長（百留隆男君）今回の新型インフルエンザはちょっと今までの季節型と予想がつかないような状況でして、管内の学校におきましても、大体季節型でありましたら1回山が来たらそれでおさまるんですけど、今年は1回山が来て沈静化したなと思ったら、また違う学年で多くなるということがありまして、非常に苦労しておるわけでございます。ただ要望と他面の措置といたしましては、前の8月からもございましたように、うがいと手洗いと、寒さ等についての保温など、自分自身を守っていくということをその都度、各家庭と生徒、児童には指導しているところでございます。

今、安元議員のおっしゃったカテキンの云々ということについては、本町内ではまだしておりません。ただちょうど今、盛りでして、2校で学級閉鎖も出ております。ただあくまで手洗いとうがいと、保温ということで指導はしているところでございます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）新型インフルエンザの補助対象なんですけど、妊婦、呼吸器など慢性疾患や糖尿病のある方、早く言えばリスクの高い方。それから中学生、高校生、高齢者などこういう方へ補助対象を拡大していく考えはないのか。

それから助成額ですが、先ほどの質疑のやりとりの中で、4,000円とお聞きしたわけですが、接種費用は6,150円に対してなぜ4,000円なのかお尋ねします。

それから自分がいつ接種できるか、自分の持病が優先接種の対象になるのか、こういうことがわからないという方が多くおられると思いますので、この点について質疑の中で、広報の中で徹底していくとお聞きしたんですが、そういうことでやっていくのかどうかをお尋ねします。

それから輸入ワクチンの健康被害が生じた場合、これへの対応についてはどのように考えているのか。それと季節性インフルエンザの予防接種ですが、今年度は製造量が少し減っているということですが、季節性インフルエンザも過去は1回でよかったのですが、段々菌が変わって幸運にも強くなったということですか、そういうこともあって2回しないと対応できない状況にもなりつつあると思いますが、これをふやしていく考えがないのかどうかお尋ねします。

それからこの予算にないんですが、年末年始や来春にかけて、雇用情勢が非常に厳しい状況になると思います。こういうことに対する緊急雇用対策の実施について考えていないのかどうか。これについて県も、基金で金がかなり余っているということをお聞きしたのですが、この件への取り組みについてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）まず補助対象の件ですけれども、補助対象につきましては一応今回は、国の方針としても低所得者、市町村民税非課税世帯それから生活保護世帯については無料化をということで、これに準じて私どももやっていくということでございますので、これで一定の低所得者対策はできておるということで補助対象の拡大は、特に考えておりません。

ただ今回のインフルエンザの特徴を踏まえて、当町としては季節性インフルエンザと同様に、1歳から12歳の方につきましては非課税等にかかわらず、一定の助成をする。例えば6,150円の、今回の全国一律の接種費用に対して4,000円を限度に助成をするということでございます。

それから優先接種スケジュールにつきましては、先ほどの答弁の中でもございましたように、具体的な日にちが決定次第、速やかに町として皆さんにチラシ等でお知らせをしていきたいと考えております。

それから接種の回数の件ですが、これは一応、国が示すきちんとした適切な接種回数が見られているものでございますから、これに基づいてあくまで接種していくということでございます。

ワクチン被害の関係ですけれども、基本的に国は新たに新型インフルエンザに関する予防接種の被害に対する制度を、法律でもやりかえるという動きはあるようですけれども、現行も一応、通常の予防接種と同様の予防接種の補償機構がございます。それで対応するという事になっております。

○9番（茂呂孝志君）それから緊急雇用対策。

○議長（村上正弘君）茂呂議員、緊急雇用対策はちょっと議題外になるんじゃないでしょうか。どこか指摘がありますか。

○9番（茂呂孝志君）ですから、取り組まないのかというお尋ねなんですよ。

○議長（村上正弘君）今日は、それは議題外ですから、執行部から回答ができれば指摘をしてくださいということです。ありませんね。町長。

○町長（鶴田忠良君）今、議長さんから指摘がございましたように、補正予算の中での論議ではございませんので、この件につきましては別の機会で、もしあれば御提案をいただきたいと思っております。ここで論議する問題ではないのではないだろうかと考えます。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって議案第58号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）これで本日の日程は全部終了しました。

平成21年 上毛町議会第3回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時32分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年11月25日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員